

第9回 国の有識者会議 開催 指定廃棄物処分地域に 即した柔軟路線を示す

3月16日(水)第9回の国の指定廃棄物処分等有識者会議が東京都内で開催されましたので、その概要をお知らせいたします。

会議では、現地保管継続に当たつての更なる安全の確保について(案)、指定廃棄物(農林業系副産物)の減容化・安定化技術について(案)及び放射能濃度が8千ベクレル以下の廃棄物の処理についての3点が議論され、全了了承されました。

1 現地保管継続に当たつての更なる安全の確保について

現在、指定廃棄物ガイドラインに基づき各地で適切に保管されている。本年2月に茨城県において『現地保管継続・段階的処理』の方針が示されたが処理が進んでおらず、保管が継続されている状況である。他県においても、更に一定期間、保管の継続が必要となることが想定される中で、現在のガイドラインでも補修等しながら一定程度

の期間の保管には十分に耐えうるものと評価したが、一方で、住民の更なる安心の確保や保管場所の災害リスクの更なる軽減のため、8千ベクレルを超える指定廃棄物に対し、地元からの要望を受けた場合、必要に応じて保管の強化、遮へいの徹底を行うとした。

なお、保管強化、遮へいの徹底の例として、ボックスカルバートの設置、コンクリートボックスへの入替、鋼製コンテナへの収納、コンクリート構造の堅固な既存施設へ移送、ロープ等で基礎や壁への固定などを挙げ、今後、環境省は各保管地域の過去の災害履歴や一時保管者の要望を聞きながら、保管強化が必要な地域を抽出し対策を実施するとした。

2 指定廃棄物(農林業系副産物)減容化・安定化技術について

農林業系副産物(稲わら、牧草等)は、減容化されないうまま保管されていることで、保管場所の土地の有効利用を妨げることや腐敗や自然発火などの悪影響が懸念されるため、中間処理を行い、減容化・安定化させた状態

で保管することが望ましい。焼却処理が最適ではあるが、各県での処理が進んでいない現状を踏まえ、焼却をするまでの間、農林業系副産物の減容化・安定化技術についての他の処理方法を検討した。その方法として、

①水分を蒸発させる乾燥②圧縮③発酵による堆肥化④高温加熱による炭化⑤その他(熱分解等)の5案を提示。減容化・安定化した後、保管強化対策をとることで、より安全な保管ができることとした。ただ、放射能濃度がほぼ上昇しない乾燥・圧縮が望ましい技術として位置づけられた。

3 放射能度が8千ベクレル以下の廃棄物の処理について

8千ベクレル以下の廃棄物の処理については、周辺住民や廃棄物の処理を行う作業者が受ける追加線量が年間1ミリシーベルトを超えないと評価されており、十分に安全を確保することができ、通常の処理方法で技術的に安全に処理することが可能であることが再確認された。

【今回の会議における重要な5つのポイント】

- 1キログラム当たり8千ベクレルを下回った廃棄物は一般の廃棄物として通常の処分場で処理できるということが有識者によって再確認された。このことにより、環境省は『お墨付き』をもち、指定解除ルールに基づく処分先を確保しやすくなった。
- コンクリート構造物などへの収納による一時保管強化策措置をとることとした。
- 農林業系副産物の減容化・安定化対策措置をとることとした。
- 環境省が、一時保管強化対策及び農林業系副産物の減容化・安定化対策について、今後、各地域の過去の災害履歴や一時保管者の要望を聞きながら対策を実施することとした。
- 一時保管強化対策及び農林業系副産物の減容化・安定化対策とも、地域の実情に合わせ複数案から手法を選ぶことができることとした。

保管強化、遮へいの徹底の例

○想定されるリスクに対応するため必要な所には以下のような強化を行う。



ボックスカルバートの設置



コンクリートボックスへ入替



鋼製コンテナへの収納



コンクリート構造の堅固な
既存の施設へ移送



7

3. 農林業系副産物の減容化・安定化技術について(類型化)

乾燥

- ・常温あるいは100℃以下の加熱により、廃棄物中の水分を蒸発させる。
- ・汚泥では、濃縮→脱水→乾燥の工程を経て含有水分を分離し、減容・減量化する。
- ・草木等では、乾燥によりある程度の減容が図られるとともに、腐敗等に対する二次処理が不要となる。

圧縮

- ・高密度の低い廃棄物を、プレス機等により圧縮し、減容化を図る。
- ・処理後の廃棄物は高密度となる。
- ・前処理として破碎の併用や、後処理として梱包やバンディングが併用される場合が多い。

堆肥化

- ・水分調整、材料の混合、切返しを行い、酸素供給と通気性を確保して発酵を促進する。
- ・処理に時間を要するが、高温好気堆肥菌により高温で短期間で効率的に発酵させる技術も開発されている。

炭化

- ・酸素のない状態で廃棄物を高温で熱し、熱分解により炭素分と灰分からなる炭化物を生成する。
- ・炭化することにより、腐敗、腐臭が起らない長期保存可能な炭化物となる。

その他

- ・熱分解：有機物を還元状態で加熱し、熱化学的に分解しガス・油・固形物を生成する。
- ・エタノール製造：粉碎した有機性廃棄物を糖化・発酵し、バイオエタノールを製造する。
- ・メタンガス製造：高含水の有機性廃棄物を嫌気性微生物の働きによりメタン発酵させる。

5

反対同盟会の執行体制組織図(案) 提示 町・町議会・区長会の三者で協議

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の新たな執行体制の検討につきまして、各行政区長及び各種団体の長などの多くの方々から御意見や御要望をいただきました。このことを踏まえ、第2回の反対同盟会執行体制検討会が本年2月27日(土)に開催されました。

この会議では、様々な意見が出されましたが、その中で、町、町議会、同盟会の三位一体の必要性があらためて確認されました。

その上で、旧役員の方々から町、町議会に対して同盟会の再編成への協力をお願いされていることから、今後は、町、町議会、住民の代表である区長会のご協力をいただきながら、再構築に向けての案を作成して提示することとなりました。

このような経緯から、3月16日(水)、役場会議室にて、町、町議会、区長会の三者による新たな執行体制構築のための具体的検討についての会議を行いました。

会議には、町長、町議会議長他全議員、

町区長会長他6名の方々が出席いたしました。

【具体的な検討内容は】

町は、前回の検討会において、案を提示しないで議論をするのはいかなるものかという御指摘があったことから、4面のとおり組織図(案)を提示いたしました。

このような組織図(案)になった理由については、各行政区長及び各種団体の長の皆さまからいただいた御意見の中で、同盟会組織を簡素化すること、弱体化しないこと、住民との意思疎通を図ること、各種団体の長は利害関係を生ずる恐れがあること等に関する意見が多かった点を踏まえ、熟慮した結果、やはり、純粋に住民の声を吸い上げることができるとは、住民の集合体である区長会が最適であると考え、このような形の組織図(案)を提案いたしました。この組織図(案)は、あくまでも『たたき台』である旨を伝え、協議をいたしました。

【区長会からの意見】

○会長・事務局長は、専任にすべきではないか。

↓引き続き検討する。

○この組織図は、区長会ありきではないか。また、一般の代表者の方が入ってこないのではないか。

↓町民全てを網羅できるのは区長会である。区長会の協力は不可欠と考える。

○区長の多くは1年で交替してしまうので、会議が成り立たないのではないか。

↓今までのように実行委員会を置かず、会議は理事会や全体会(総会)とすることで対応可能かと思われる。

○会議等の経過が全員に伝わらないのではないか。

↓会議録等の文書を作成・利用する。

指定廃棄物処分場対策班だより

4面

第15号

平成28年3月25日発行

○賛助団体の位置付けについては、どのように考えているのか

↓賛助団体の構成員も、必ずどこかの行政区に属すると思うので、位置付けとしてはあくまでも連絡網のみ。

○同盟会の役割分担を、どのように考えているのか。また、町・町議会の応援組織なのか。

↓柱は3本立て（町・議会・反対同盟会）。それぞれの立場・ケースバイケースで物事に対応。同盟会はあくまでも白紙撤回を訴える組織。

○事務局長・会計は、どのように選出するのか？毎日、常勤しなければならないのではないか。

↓選出方法については引き続き検討。交代シフトを組むなど、負担軽減を考えている。

【議会からの意見】

○全ての住民が同じ意識や立場にならないと、発展しないのではないか。そういった意味において、この組織は、よいのではないか。

○各区において、区長さんを選ぶことに苦勞している現状がある。その上で、更なる重荷になってしまっているのではないか。

【会議の結果】

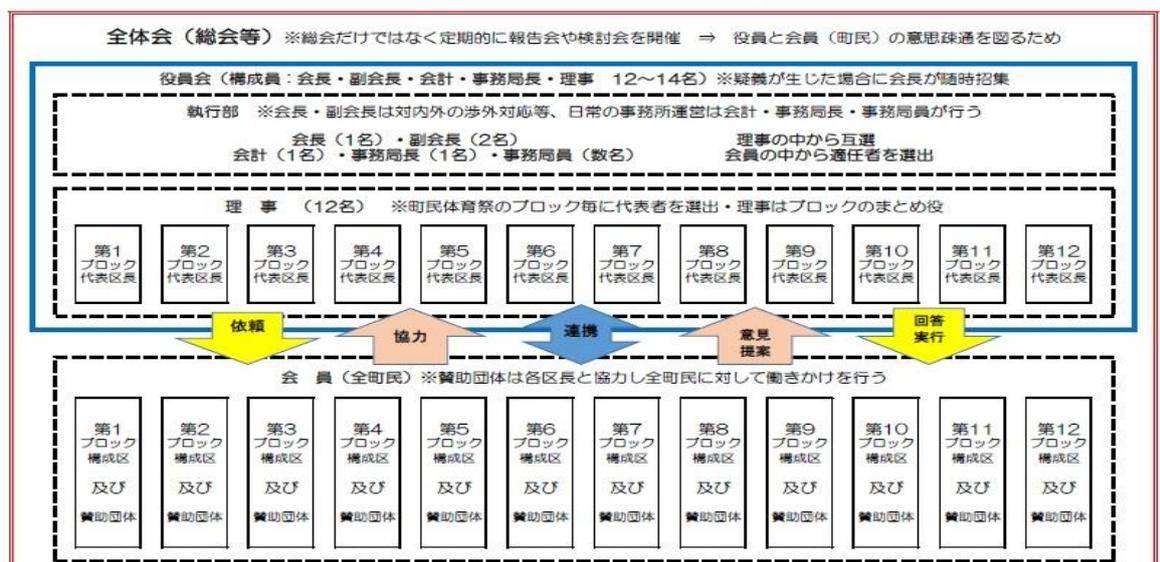
組織図（案）の方向性については、概ね了承されました。

次回の会議については、町と区長会の新旧役員の方、町議会の代表者の三者で会議を行うこと。なお、開催時期については、出来るだけ速やかに行うこととなりました。



【この組織図はあくまでもたたき台です】

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会組織図（案）



【塩谷町民指定廃棄物最終処分場
反対同盟会組織図（案）】

※この組織図（案）はあくまでも『たたき台』です。今後の会議の結果により変わるものであり、案が固まり次第、理事の皆さまにご提示したいと考えております。